



保険・年金

国民健康保険

問合せ 国保年金課

国民健康保険(国保)に加入する方

全ての国民は、何らかの医療保険に加入しなければなりません。社会保険・共済保険および後期高齢者医療制度などに加入している方、またはその被扶養者以外の方は、国民健康保険に加入します。

国保加入内容に変更(入るときややめるとき、世帯主が変わるときなど)があった場合は、14日以内に世帯主による届出が必要です。

受付 国保年金課、藤代総合窓口課、取手支所

手続きに必要なものなど、詳細は国保年金課へお問い合わせください。

高齢受給者証を兼ねた保険証

国保に加入している人が70歳になると「高齢受給者証を兼ねた保険証」が交付されます。適用は70歳の誕生日の翌月(1日が誕生日の人はその月)から75歳の誕生日の前日までです。新たに該当となる方や有効期限が切れる方には、郵送しますので届出は必要ありません。

国保税の算出

国保税は、医療保険分として①所得割②均等割、後期高齢者支援金分として①所得割②均等割、また、40～64歳までの方は、介護保険分として①所得割②均等割のそれぞれを合計して世帯ごとに税額を決めます。

国保の給付の種類

病気やけがのとき、国保の被保険者証を提示し、かかった費用の一部を負担するだけで、診察や治療を受けることができます。残りの費用は国保が負担します。

①療養給付費(医療機関などの窓口で支払う自己負担分を除いたもの)

②高額療養費(一定限度を超えて医療費を負担したとき)

※限度額適用・標準負担額減額認定証の提示で、医療機関への支払いを限度額までとすることができます。認定証交付には申請が必要です。ただし、国保税に滞納がある場合は、交付できないことがあります。

受付 国保年金課、藤代総合窓口課

③療養費(自己負担分を除いた額が後で支給されます)

④出産育児一時金(国保加入者の出産時)

⑤葬祭費(国保加入者の死亡時)

注:②～⑤は申請が必要です。

退職医療制度

国保の中に退職医療制度があります。対象となるのは、厚生年金や共済年金などから年金を受給している方でその加入期間が20年以上または40歳以降に10年以上ある方とその被扶養者の方で、65歳まで退職医療制度が適用されます。ただし、平成27年3月31日までの時点で国保資格のある方までが対象です。



後期高齢者医療制度

問合せ 国保年金課

後期高齢者医療制度は、県内全ての市町村で組織する「茨城県後期高齢者医療広域連合」が運営主体となりますが、各種申請は市国保年金課が窓口となります。

後期高齢者医療制度に加入する方

- 市内に在住し、次のいずれかに当てはまる方
- ・75歳以上の方
 - ・65歳以上75歳未満の方で、一定以上の障害認定を受けている方(任意加入)
- ※一定以上の障害とは、身体障害者手帳1～3級と4級の一部、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳のA・A、障害年金1・2級などをいいます。

後期高齢者医療保険料

算定

保険料は個人ごとに算定され、1人当たりの均等割と所得に応じて計算される所得割の合計となります。

納付方法

原則として、年金より天引きになります(特別徴収)。ただし、年金の年額が18万円未満の方や年度途中で加入された方などは、市からお送りする納付書で納めていただきます(普通徴収)。

保険給付の種類について

病気やけがのとき、後期高齢者医療被保険者証を提示し、かかった費用の「1割」、「2割」もしくは「3割」の負担で、診察や治療を受けることができます。(残りの費用は茨城県後期高齢者医療広域連合が負担)ただし、高額な負担とならないように、世帯の所得状況などに応じて自己負担限度額が設定されていたり、コルセットなどの治療用装具を作ったときは、申請で後から医療費の払い戻しを受けられる場合があります。また、被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方が申請することで葬祭費が支給されます。

①世帯の全員が住民税非課税である方は

医療機関の窓口で支払う一部負担金と、入院時の食事代が減額になりますので、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請をしてください。

②3割負担の方は

所得に応じて窓口で払う一部負担金の上限が変わります。(限度額適用認定証の申請が必要)

健康診査について

市が茨城県後期高齢者医療広域連合より委託を受けて実施します。健康診査の日程などは広報紙などでお知らせします。

人間ドック検診料の助成

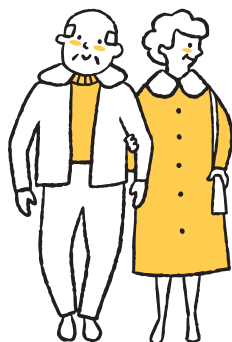
市は、後期高齢者医療保険制度の被保険者で、保険料完納者および完納見込みの方を対象に、年度内1回に限り人間ドック(日帰り、脳、肺)検診料の助成を行っています。後期高齢者医療被保険者証を持参し、申請してください。

申込方法

- ①市と契約している医療機関(※)で予約をしてください。
- ②受診日までに国保年金課、藤代総合窓口課、取手支所、取手駅前窓口で助成の申請をしてください。

(※)市と契約している医療機関、助成額など、詳しい内容やご不明な点については、広報紙や市ホームページをご覧ください。

注)同年度内で人間ドックと健康診査両方の助成を受けることはできません。



国民年金

問合せ 国保年金課

国民年金に加入する方

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方(外国籍の方も含む)は、必ず加入しなければなりません。加入者は、次の3種類です。

- ①第1号被保険者⇒農林漁業・自営業・自由業・学生・アルバイトなどの方※マイナンバーと基礎年金番号が結びついている被保険者は原則届出が不要です。ただし、結びついていない方、マイナンバーを有していない海外居住者、短期在留外国人は市国保年金課に届出をしてください。
- ②第2号被保険者⇒会社員・公務員・教員などの厚生年金に加入している方※勤務先に届出をしてください。
- ③第3号被保険者⇒第2号被保険者に扶養されている配偶者※配偶者の勤務先に届出をしてください。

退職や配偶者の扶養から外れたときは忘れずに届出を

会社や官公庁を退職したときや配偶者の扶養から外れたときには、その都度届出が必要です。市国保年金課に届出をしてください。

- ▶第2号被保険者⇒会社や官公庁などを退職したとき
- ▶第3号被保険者⇒配偶者が退職した場合、または配偶者の扶養から外れたとき

第1号被保険者で保険料を納めることが困難なときは

保険料の免除や、学生でない50歳未満の方が納付を遅らせることができる納付猶予、また学生が利用できる学生納付特例制度があります。ただし、いずれの制度も所得(被保険者、配偶者、世帯主)の審査があります。また、免除期間は申請日より2年1カ月までさかのぼって申請できます。なお、免除などを受けた期間の保険料は、10年以内であれば追納制度を利用し、さかのぼって納付できます。詳細は、年金事務所までお問い合わせください。

保険料の免除制度 免除(4種類)

全額・4分の3・半額・4分の1

※本人・配偶者・世帯主の所得審査あり。

納付猶予制度 50歳未満の方

※本人・配偶者の所得審査あり。

学生の納付特例制度

大学、大学院、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校などに在学する20歳以上の学生

※本人の所得審査あり。対象とならない学校もあります。

産前産後期間の保険料免除制度

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間(産前産後期間)の保険料が免除されます。

※多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の保険料が免除されます。出産とは妊娠85日(4カ月)以上の出産をいいます(死産、流産、早産された方を含む)。

国民年金から支給される年金など

老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金などの種類があります。年金受給者が、年金受取金融機関を変えたいときは、届け出が必要です。

詳細は

日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp>

土浦年金事務所 ☎ 029-825-1170



保険・年金